

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止及び休止の届出がありました。

平成17年10月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
十条病院	(医) 財団医道会 十条リハビリテーション病院	平成17年9月1日
大羽記念病院	(医) 財団医道会 稲荷山病院	平成17年9月1日

医療機関所在地変更

名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
はぎざき歯科医院	西京区上桂北ノ口町6番地	西京区上桂北村町121番地	平成17年9月3日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
安達 廣呂子	嗟乃庭鍼灸治療院	右京区嗟峨龜山町13番地38	右京区嗟峨釈迦堂門前瀬戸川町6番地2	平成17年9月8日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
(財) 泉谷病院	右京区太秦安井馬塚町 1 8	平成17年8月31日
豊田医院	上京区新町通角中長者町 2 9 1	平成17年8月31日
柴田クリニック	左京区吉田中阿達町 2 8 番地 3	平成17年9月1日
まんげつ歯科医院	右京区梅津南広町 8 0 番地 2	平成17年7月24日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
舞鶴医院	南区東九条河西町 2 7 番地	平成17年8月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)